

令和８年度 第１回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和８年５月２８日（木）午後２時００分～午後４時２０分
- 2 場 所 保健センター 会議室
- 3 出席委員 １３名（５０音順）
井手委員、井上委員、入澤委員、岡村委員、島村委員、鈴木委員、田代委員、田中委員、
廣瀬委員、山岡委員、山崎委員、山本委員、吉木委員
- 4 欠席委員 ３名（５０音順）
岸委員、辻本委員、松村委員
- 5 出席職員
佐藤福祉保健部長
＜高齢者支援課＞
渡邊福祉保健部次長（兼）高齢者支援課長、伊藤高齢者支援課長補佐、
伊藤地域支援係長、林地域包括ケア推進係長、平澤介護予防生活支援担当主査、
大田相談担当主査、小田中在宅療養推進担当主査、正木主任
＜介護保険課＞
山下介護保険課長、齋藤介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
石川介護保険制度担当主査、宮坂介護サービス係長、宇野介護認定係長、
松本施設担当主査
＜地域福祉推進課＞
三浦地域福祉推進課長、扇山福祉総合相談担当主幹、土橋地域福祉推進課長補佐
- 6 傍 聴 者 １名
- 7 内 容
 - (1) 本日の会議について
 - (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員の変更について
 - (3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について（第１章から第３章まで）
 - (4) 府中市地域包括支援センターの運営状況（令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画）について
 - (5) その他
- 8 配付資料
資料１ 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿

資料 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）（令和 9 年度～令和 11 年度）案

資料 2－参考 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像（案）

資料 3－1 府中市地域包括支援センターの運営状況について

資料 3－2 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画

資料 4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

参 考 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）策定のための調査報告書の修正について

9 全文録

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第 1 回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局より本日の協議会委員の出席状況についてご連絡申し上げます。本日は、現時点で 12 名の委員にご出席をいただいております、出席が過半数に達しておりますので、協議会規則第 4 条第 2 項により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします（1 名の委員が途中出席、途中退席）。

また、委員と事務局職員について、変更が生じておりますが、詳細については、この後の議事においてご説明させていただきます。なお、本日の議事の説明に当たり、府中市地域包括支援センターの各センター長にも出席いただいておりますのでご報告させていただきます。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

はじめに会議次第、

資料 1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿

資料 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）（令和 9 年度～令和 11 年度）案

資料 2－参考 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像（案）

資料 3－1 府中市地域包括支援センターの運営状況について

資料 3－2 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画

資料 4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

参 考 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）策定のための調査報告書の修正について

でございます。そのほか、参考として、第 9 期計画の冊子をお配りしております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、本日もよろしくお願いいたします。それでは、はじめに前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前にメールにて送付されていますが、何

か修正等の連絡が事務局にありましたか。

○事務局 一度、議事録の案を送付しておりますが、委員の方から修正のご連絡はございませんでした。会長、ここで一点よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○事務局 前回の会議で使用した資料のうち、令和7年度に実施したアンケート調査結果をまとめた「資料1－1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のための調査報告書」についてですが、本計画の策定支援業務委託先である株式会社生活構造研究所から、前回の会議後に資料の修正について連絡がありました。資料の修正版については、本日使用する資料と併せて、先週送付させていただいておりますが、生活構造研究所の担当者から委員の皆さまに説明のお時間を頂戴してよろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。それでは、お配りしております「参考 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のための調査報告書の修正について」をご覧ください。それではよろしくお願いいたします。

○株式会社生活構造研究所 アンケート調査及び分析の委託を受けております生活構造研究所でございます。先だって提出しました計画協議会資料の調査報告書につきまして、改めて精査した結果、体裁が整っていない部分や数値の誤りがございましたため、それらを修正したものを再度提出させていただきました。修正の詳細につきましては、参考として配付しております資料に記載させていただきましたので、ご確認いただければと思います。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

○事務局 事務局としましても委員の皆さまにご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。当該資料の修正については、当日の議事内容に影響がないことを確認しております。議事録の公開と併せて掲載する資料データについては、当日資料から修正があった旨を記載した上で修正後の報告書データを使用させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

○会長 事務局から、議事録の公開の際に掲載する資料データについて、修正後のデータを使用することでよいかという説明がありました。議事内容にも影響がないとのことですし、誤ったデータが公開されずに済むのであれば、事務局の提案どおりとしたいと考えますがいかがでしょうか。

《委員からの「異議なし」の声》

○会長 ありがとうございます。それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、事務局からの提案を含め、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

そのほか、事務局からよろしいでしょうか。

○事務局 続きまして、本日の傍聴者希望者についてご案内いたします。本日、傍聴を希望されている方が1名、お見えになっています。傍聴の許可につきまして、当協議会のご判断をいただきたいと存じます。

○会長 傍聴の申し出がありますので、皆様にお諮りします。傍聴を許可することに、ご異議はございませんか。

《委員からの「異議なし」の声》

○会長 それでは、事務局は傍聴者を会議室の中に案内してください。

《傍聴者入室》

○会長 それでは、お手元の次第に従って議事を進めます。

本日も、会議の円滑な進行のため、事前に各議題を取り扱う目安の時間をお伝えさせていただきたいと思います。議題の1「本日の会議について」と、議題の2「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員の変更について」を午後2時10分まで、議題の3「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の素案について」を午後3時まで、議題の4「府中市地域包括支援センターの運営状況（令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画）について」を午後3時40分まで、議題の5「その他」について、5分程度の時間配分とし、会議全体で午後3時45分までと見込んでおります。

各議題において、質疑応答やご意見をいただく時間を設けますが、概ね今ご提示した時間で進めてまいりたいと思いますのでご協力をお願いします。それでは、はじめに、議事1の「本日の会議」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議について、次第をご覧ください。本日の会議の内容ですが、はじめに次第の2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員の変更についてご報告いたします。

続いて、第10期計画の策定準備として、次第の3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の素案について（第1章から第3章まで）ご説明いたします。

続いて、地域包括支援センター運営協議会として、次第の4 府中市地域包括支援センターの運営状況（令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画）についてご説明いたします。

最後に、次第の5 その他として、次回協議会の開催等についてご案内いたします。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。本日は、次第の２～４に記載の内容について報告及び委員からの意見を確認したいとのことでございました。

それでは、事務局から説明のあった「本日の会議」についてご質問はありますか。

無いようですので、議事１は以上とします。

次に、議事２の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員の変更について」ご説明いたします。資料１をご覧ください。

本件は、本協議会の委員２名について、推薦元の団体をご退職されたことに伴う変更がございましたのでご報告するものです。お一人目は、No. ８の社会福祉法人 府中市社会福祉協議会からご推薦をいただく委員として、前任の石渡委員に代わり、田中 研二委員に就任いただいております。続いてもうお一方、あいにく本日は欠席ではございますが、No. １３の東京都多摩府中保健所からご推薦をいただく委員として、前任の河西委員に代わり、辻本 類委員に就任いただいております。

それでは、田中委員から、自己紹介も兼ねてご挨拶をお願いいたします。

○委員 皆さん、改めましてこんにちは。府中市社会福祉協議会の田中です。ご紹介がありましたように、前任の石渡に代わりまして、今年度から委員となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。また、４月１日付けの定期人事異動により、事務局の体制に変更が生じておりますので、新たに配属された職員を紹介いたします。

福祉保健部次長兼ねて高齢者支援課長の渡邊でございます。

高齢者支援課地域支援係長の伊藤でございます。

高齢者支援課相談担当主査の大田でございます。

介護保険課介護サービス係長の宮坂でございます。

そのほか、本協議会の事務局部署ではございませんが、地域福祉推進課の重層的支援体制整備事業の担当職員も新たに同席させていただきますのでご紹介いたします。

福祉総合相談担当主幹の扇山でございます。

新たに配属された職員は以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。新たに２名の委員にご参加いただくとのことでした。本年は、第１０期計画の策定に向けた内容の検討が主な議題となりますので、お気付きの点がありましたら、積極的にご発言いただき、よりよい計画となるようにしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは、議事２は以上とします。

次に、議事３の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について（第１章から第３章まで）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の素案について」ご説明いたします。ホチキス留めの「資料2」及びA3カラー刷りの「資料2－参考」をご用意ください。

本件については、次期計画の全体構成のうち、前半部分に当たる第1章から第3章までの素案についてお示しするとともに、計画の体系のうち、前回会議でお示した「基本理念」、「基本目標」、「対応方針」の修正案と、新たにお示しする「施策」、「事業」について、ご意見をいただきたいというものでございます。なお、本日の会議においては、計画の体系のうち、「基本理念」、「基本目標」、「対応方針」までは、概ね確定となるように進めさせていただきたいと考えております。

はじめに、資料2の表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。本日お示しする計画の前半部分として、「計画の策定に当たって」を第1章、「現状と課題」を第2章、「計画の基本的考え方」を第3章の構成としております。

それでは、それぞれの章についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。2ページから7ページにわたり、「第1章 計画の策定に当たって」としておりまして、2ページでは、「高齢社会に対応した地域共生社会の実現」という計画策定の趣旨を記載し、3ページと4ページにおいて、法改正や国の関連会議について記載をしております。

5ページをご覧ください。このページでは、「計画の位置付け」として、関連する各種計画との位置付けをお示しし、6ページをお開きいただき、このページでは、各種計画の期間をお示ししています。

7ページの「計画の策定体制」では、本計画の策定に向け、どのような体制で検討を行ったかをお示ししております。なお、(6)のパブリック・コメントについては、この後、冬頃に実施を予定している手続に関する記載でございます。

ページをおめくりいただき、続いて「第2章 現状と課題」についてでございます。10ページをお開きください。10ページから52ページにわたり、「第2章 現状と課題」としており、10ページから24ページまで、高齢者施策に関する状況や見込みに関する情報を掲載しております。各グラフや表については、例として11ページの下、図表5において「更新予定」と示しているとおおり、今後、最新情報に更新していくものがございしますのでご了承ください。

各項目については、お時間の都合もございしますので、現行の計画にはない、新たな項目を中心に説明させていただきます。新たな項目については、この後出てまいります黄色でお示ししております。

13ページをご覧ください。「(4) 今後の見込み」として、人口や世帯の見込みをお示ししております。ページ下の「図表8 人口ピラミッド」のとおり、本市は、今後20年にわたり、総人口は増加していく見込みで、それに伴い、高齢者人口も増加する見込みです。

14ページをお開きください。ページの上、高齢者世帯の見込みでは、「図表9」に総務省のグラフを掲載しておりまして、高齢者世帯数のうち、□と△で示す夫婦のみ世帯と単独世帯の割合が大きく変化する見込みはないものの、棒グラフと●の高齢者世帯と総世帯数における高齢者世帯の割合が増加することが示されております。この情報の掲載から、単身高齢者を含む、高齢者世帯の増加に対する見守りや支援体制の充実につながる事業展

開につなげたいと考えております。ページの下には、地域包括支援センターの圏域別の人口・世帯数の見込みが掲載できないか調整中でございます。この情報の掲載から、地域包括支援センターの圏域ごとの傾向を踏まえ、地域の実情に合わせた圏域ごとの対応につなげたいと考えております。

続いて15ページをご覧ください。このページでは、次期計画に新たに盛り込む「認知症施策推進計画」の基本情報を掲載することを目的として追加しているものです。年齢や性別、有病率の情報を掲載することで、認知症関連事業の実施に当たっての根拠・参考情報とすることを想定しております。

続いて16ページをお開きください。このページでは、「健康・疾病に関する状況」について、「65歳健康寿命」と「要介護（要支援）度別の有病状況」について掲載し、現行の計画の施策の一つである「健康づくりの推進」に『健康寿命の延伸』という要素を盛り込むため、関連事業の実施に当たっての根拠・参考情報とすることを想定し、追加しております。

17ページ以降は、「介護保険を取り巻く状況」として、要介護認定者数や介護給付費等の情報を掲載し、今後の介護保険料や介護サービスの見込みの設定につながる情報として取り扱うことを想定しています。

続いて、25ページをご覧ください。このページから38ページにかけては、昨年度に実施したアンケート調査の結果を抜粋してお示し、39ページをご覧ください。このページでは、昨年度に本計画の上位計画の策定に向けて開催された「グループディスカッションから見えた課題」について掲載しております。グループディスカッションでは、記載の課題が抽出され、(2)の地域の力を活かしてできることとして、「地域のつながり・活動の活性化、担い手の充実」、「困りごとを抱えている人、世帯の支援」、「防災・まちづくりへの参加・協力」が挙げられております。これらの内容は、次のページに記載の「地域課題検討会からの提言」とも共通の内容が見られ、施策の方向性としては、この後ご説明いたします基本目標3の「地域で支え合い、安心して暮らしている」における施策や事業の検討につなげてまいります。また、41ページと42ページは、「認知症部会からの提言」についてお示ししております。地域課題と認知症に関する会議・部会からの提言については、昨年度の会議において報告をしておりますのでこの場での説明については割愛させていただきます。

続いて、43ページから52ページまでにかけては、この後、計画の体系図を用いてご説明いたしますが、前回お示した10の対応方針と、新たに提示する25の施策について、現状と課題、現行の第9期の取組状況と施策の方向性をお示ししています。

続いて「第3章 計画の基本的考え方」についてでございます。54ページをお開きください。54ページから最後のページ、A3の67ページにわたり、計画の基本的考え方として、計画の「基本理念」や「基本目標」などの考え方とともに、「計画の体系」をお示ししています。

54ページでは、「計画の基本理念」を示しておりまして、赤字の部分について、前回の会議でお示したものから修正を加えております。

ここで、「資料2-参考」A3カラー刷りの資料「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像（案）」をご覧ください。こちらは、上位計画である「地域福

祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の検討協議会である「福祉のまちづくり推進審議会」にて使用された資料でございまして、地域福祉・障害者分野の関連計画の基本理念について確認できる資料となっております。中段部分に、前回お示した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念の案が掲載されておまして、前回会議においていただきました「ひらがなで記載することや“ともに”の位置の読みづらさ」という意見について、54ページをご覧ください、「ともに」という表現を「ともに支え合い」に改め、現行の基本理念の前にもってくるよう見直しをさせていただきました。文字量としても関連計画の基本理念と比較し、適正と考えております。ひらがなで記載することについては、上位計画においても、ひらがなの「ともに」という表現が使用される案となっていることを踏まえ、ひらがな表現とさせていただきたいと考えております。

続いて、55ページには、今回新たに盛り込む認知症施策推進計画の考え方を示しております。前回の会議でご説明したとおり、認知症施策推進計画の基本目標を「認知症の人と家族が地域で心ゆたかに暮らしている」とし、この目標を、次期計画の5つの基本目標の1つとして位置付けることとしております。

続いて、56ページをお開きください。このページでは、地域包括ケアシステムの深化・推進の考え方を示しており、ページ下のイメージ図について、現行計画のイメージ図から、情報量を精査したものとするよう見直しを行っております。拡大版については、最後の67ページに掲載しております。

続いて、57ページの「本市の福祉施策推進に当たっての考え方」でございしますが、このページでは、現在、上位計画で議論されている、記載の3つの視点で福祉施策を推進することについて整合性を図るために新たに掲載することを予定しております。

続いて、58ページをお開きください。このページから62ページにかけては、前回の会議でお示した5つの基本目標について、「施策展開の方向性」と「対応方針」についてそれぞれお示ししております。詳細はこの後の「計画の体系」にてご紹介させていただきます。

63ページでは、「日常生活圏域の設定」についてお示ししております。

それでは、65ページの「計画の体系」をご覧ください。66ページにわたり、計画の体系をお示ししております。資料の見方として、左から「基本目標」、「対応方針」、「施策」、「事業」の順に枝分かれで展開しており、赤で示しているものは新規案として要素を加えたもの、緑で示しているものは現行の計画から文言を変更したもの、青で示しているものは現行の計画から位置付けが変更となったものを示しております。

5つの基本目標は、前回の会議でお示ししている内容から変更はございません。赤字部分は、現行の計画と比較したものとなります。続く10の対応方針については、前回の会議から2点修正を加えております。1点目は、青で表示しております（1）と（2）について、施策のボリュームを考慮し、位置を入れ替えたことと、2点目として、66ページの（10）について、前回の案では「介護人材の確保と資質の向上、働き続けられる環境づくり」としておりましたが、働き続けられる環境づくりを追加したことを踏まえ、「資質の向上」という表現を「育成」に改めております。

続いて、施策と事業について、ご説明いたします。お時間の都合もあり、全てを説明することは難しいため、基本目標ごとにいくつか取り上げてご説明いたします。

はじめに、「基本目標 1 心と体がいきいきとしている」の(1)④「総合事業を活用した、新たな介護予防・地域づくりの展開」でございます。ここでは、昨年度のアンケート調査から、「短期集中予防サービスの利用を希望する高齢者が多いこと」や「介護予防の効果を高めるためにリハビリテーション職の関与が求められていること」から、総合事業を活用することで、新たな介護予防、地域づくりを進めていくことにつながる事業を検討してまいります。ここで、44ページにお戻りいただきまして、課題と方向性については、施策ごとにまとめており、この施策については、短期集中予防サービスの充実により、高齢者が要支援状態になっても、再び元の暮らしに戻り地域で生活できるように努める。また、リハビリテーション職が地域に介入し、専門的知見による介護予防に関する相談や助言を行い、介護予防の効果を高めることを方向性としております。

以降の説明では、こちらのページの説明は割愛させていただきますが、資料の見方としては、こちらと体系図が連動していることをご承知おきください。

65ページの体系図にお戻りいただきまして、(2)⑤「高齢者の社会参加の促進」では、アンケート調査から、「働けるうちはいつまでも働きたい」という割合が高いことを踏まえ、「高齢者が担い手として活躍できる地域づくり」の課題に取り組むため、資料右側に黄色で表示しておりますが、「ともに支え合い」の要素の一環として、地域づくりの担い手となる人材の発掘・育成・マッチングにつながる事業を検討してまいります。

続いて、「基本目標 2 住み慣れた地域で暮らしている」の(5)⑪「介護者支援の充実」でございます。ここでは、アンケート調査から、特に「働きながら介護する介護者への支援の充実」が課題として抽出されていることから、「ワーキングケアラー等の様々なケアラー、介護者への支援」についての事業を検討してまいります。

続いて、「基本目標 3 地域で支え合い、安心して暮らしている」の(6)⑭「老い支度への支援」でございます。ここでは、アンケート調査から、「人生の最期について話し合ったことがない高齢者」の割合が高いことや「身寄りのない高齢者の増加に対する対応」が課題として抽出されていることを踏まえ、現行の「最期まで自分らしく暮らすプラン作りの推進」といった本人の能動的な取組に関する事業に加え、「人生の最終段階を安心して迎えるための関係手続の負担軽減の支援」といった残された方も含めた、本人と関係者の負担を軽減するような事業を検討してまいります。

次に、(7)⑯「地域包括支援センターの機能強化と地域づくりの推進」でございます。ここでは、アンケート調査から、「困りごとを地域包括支援センターに相談している」割合が高くなったことに加え、福祉圏域と地域包括支援センターの圏域・民生委員の担当地区が統一されたこと、さらに、地域課題検討会から提言された「高齢者の実態把握と生活環境悪化の防止」という課題を踏まえ、事業を検討してまいります。

さらに、その下の、⑰「住民主体でひとり暮らしを支える、地域支え合い活動の推進」では、こちらも地域課題検討会から提言された「孤立を防ぐための連携強化と見守り体制の充実」という課題を踏まえ、単身高齢者支援・孤立化防止につながる事業を検討してまいります。

続いて、66ページをご覧ください。「基本目標 4 認知症の人と家族が地域で心ゆたかに暮らしている」についてでございますが、こちらが、先ほど55ページでご説明した「認知症施策推進計画」に当たる部分となります。昨年度、実施した認知症のある方や介護者

の方の部会からいただいた提言を4つの施策にまとめております。1つ目が⑮「新しい認知症観の定着と予防に向けた取組」、2つ目が⑯「認知症でもそうでなくても自分らしく暮らせる地域づくり」、3つ目が⑰「認知症の症状や状態像に応じたケアの充実」、4つ目が⑱「本人・介護者視点の認知症バリアフリーの推進」でございます。⑮と⑯においては、主に認知症の方を支える環境・地域づくりに関する内容、⑰と⑱においては、主に認知症の方と家族のケア・サポートに関する内容を整理しております。

最後に、「基本目標5 必要な介護保険サービスを適切に利用できている」の(10)⑲「介護人材の育成・定着支援」でございます。「介護人材不足の解消」という課題に対応するため、人材の確保のほか、入職後の育成や離職を防止する定着支援につながる事業を検討してまいります。

全体として、施策としては25、事業としては100の項目を想定しております。

本日は、「基本理念」、「基本目標」、「対応方針」の確定のほか、お示しさせていただいた「施策」、「事業」について、ご意見をいただきたいと存じます。

「確定」と言いましても、各項目の表現については、今後の事業の検討や関連計画との整合を図るに当たり、今後の変更は起こり得るという前提でご認識いただければと思います。そのほか、各事業については、次回の会議において、具体的な事業内容や計画目標をお示しする予定でございますので、その検討に向けて、委員の皆さまから多くのご意見やアイデアを頂戴できればと考えております。

また、現行計画との比較のため、第9期計画の冊子を配付しておりますので、適宜ご覧ください。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。この案件につきましては、前回の本計画協議会においてお示した、「基本理念」、5つの「基本目標」、10の「対応方針」とともに、新たに25の「施策」と100の「事業」について及び第1章から第3章までの構成と内容について事務局の案をお示しいただきました。基本理念、基本目標、対応方針については、概ね本日の会議をもって確定したいとのことです。

まずは、基本理念、基本目標、対応方針について、前回から一部変更もございましたが、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○会長 それでは私から、65ページの基本理念の、「ともに支え合い」というところが、前回から内容は変わってないですが位置が変わっているのも、凡例からすると赤字になるのかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。体系の中でも「ともに支え合い」という箇所は、現行の計画から新規案として追加している部分となりますので、赤字で表示するのが正しいです。

○会長 同様に、「資料2ー参考」の中ほどにある府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の部分も確定となりましたら変更をお願いいたします。

基本理念については、前回の計画協議会で漢字と平仮名のどちらで表記したほうが良い

か議論いただいたと思いますが、基本理念と基本目標については、こちらで確定させていただいてよろしいでしょうか。

《委員からの「異議なし」の声》

○会長 はい、ありがとうございます。続いて、本日お示しいただいた施策と事業について、第1章から第3章までの構成と内容について、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○委員 高齢者がこれからますます増えていくというのは、資料で分かったところですが、65ページの高齢者の社会参加の促進ということで、これからいろいろなことで募集をかけていくことと思います。また、事業者支援ということで元気高齢者の介護人材の育成・確保ということも出ているのですが、これからボランティアや各種活動の参加を希望する方の募集は、市報で行うのか、それとも各事業者に任せる形で募集を行うのか、どちらになるのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。募集の方法と役割分担について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 1点目の社会参加の促進に関してですが、今後どのような事業になるかの検討はこれからとなりますが、例えば、ボランティアといった人材の募集・確保というところについては、関係する地域団体や社会福祉協議会と調整をしながら、市で募集又は関係団体の募集を市がサポートするといった、どちらの場合も想定されるものと考えております。

○事務局 続きまして、介護人材の確保につきましては、サービス事業者連絡協議会を通じて、検討をしているところでございます。事業種別ごとに課題がそれぞれありますので、アンケートを基に、今後、具体的な施策について検討していく予定でございます。

○会長 ありがとうございます。本協議会でもよく人材不足という議論があったと思いますが、もし皆さまからアイデアやアドバイスがありましたら、ご意見いただければと思います。

○委員 すごく良く練られた計画だと思っています。しかし、いろんな意味でこの数年で環境が変わってきていて、まず、高齢者が増えていくと一定割合でサービスを必要にする人は当然増えるわけです。現場で様々な方とお付き合いさせてもらい、実際に介護が必要な方や介護事業者の方を見ていると、正直、人もお金も足りないという状況です。市内のケアマネジャーもどんどんいなくなっています。国立市や多摩市のケアマネジャーになった、事業所もやめたという話も聞いています。訪問系の事業所もなくて、空きを待っている状況になってきています。どうしても報酬が基本的に決まった中で、一定のサービスを提供するのにはコストがかかります。さらに人件費が上昇するととなると、もう手の打ちよ

うがありません。人材をどれだけ配置しようとしても、経済的なバックアップがなければ、このコストではサービス提供できなくなってしまう可能性は高いです。基礎自治体レベルでなんとかしようとしても、そのコストを国が決めている状況なので、もっとインセンティブをつけてほしいと言っても難しく、生産性を上げると簡単に書いていますが、いくらサービスしてもお金が一定となった場合は、生産性を上げるということは難しいです。一人でたくさんのサービスを提供できるかといっても限界があるわけです。いくらITを導入しても劇的に効率が上がるわけではないと思います。現状、社会情勢としてインフレで、燃料も必要経費も上がっている状況で、実際問題としてサービスを増やすこと自体が難しいと思います。逆を言うと、いかに必要な人に必要なサービスを提供して、そうでないところは、我慢してもらうという形に行かないと、なかなか事業としては継続や維持が難しいのではないかというのが私の意見です。

○会長 ありがとうございます。皆さまからご意見を頂戴する場なので、意見がございましたらお願いいたします。

○委員 人材のことに続きの話をさせていただきます。委員がおっしゃったように、受ける側の量を減らすしかないのかもしれないという話もありますが、それはまた国が考えなければならないと思います。

育成と定着支援がありますけれども、府中市で働くと、働きやすさやスキルアップができるなどメリットを地道に出していくことで、確保につながっていくと思います。人材の確保を先に行うことはなかなか難しくお金をかけるしかない部分が多いので、そのようなことを地道にやっていけるような施策を第10期計画に組み込んでいければと考えています。

○委員 続きのようになってしまいましたが、やはり介護人材の確保にはお金がかかるようなことになっておりまして、先ほど、サービス事業者連絡協議会を通じて検討し、事業種別ごとの課題を抽出というお話がありまして、その取組に本当に期待したいです。また、府中市に人材が入ってきてもらえるような魅力の発信ができる内容になることを期待しております。

○委員 66ページの②の91の「ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会等の実施」に関して、私も10年前までケアマネジャーとして業務をしていて、その頃から資質の向上と言われていますが、今は熟練の方も多いですし、意欲を持ってやっていると思いますので、資質の向上についてこれ以上は難しいかと思います。そう考えると、資質の向上に向けた云々ではなく、今必要なのは、まず必要なケアマネジャーの確保が急務ですので、必要な人数の確保と、そのための就労環境の向上に向けた施策の実施が良いかと思います。いつも資質の向上と言われると辛く感じる部分があるので、むしろ確保に向けて事業を検討することが良いと思いました。

○会長 ありがとうございます。委員が言われたような育成について、現在、府中市で何

か取り組んでいることがあれば教えてください。

○事務局 ケアマネジャーの連絡会を通じての情報交換や、市の研修に対する協力の中で定期的に情報交換をしております。先ほども申し上げたとおり、現場の皆さまのご意見を聞きながら、来年度以降できる施策と、中長期的な目標を踏まえて取り組みたいと思っています。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 これまでの話の続きのようになりますが、例えばケアマネジャーの仕事が大変だというのは、私自身も家族のことで関係の方と色々とお話をさせていただいたことがあるのですが、37ページにあるように、ケアマネジャーの業務が家族の理解が得られていないというデータが出ております。これが一体どういうことなのかがよく分からないというのがあります。例えば要介護者と家族の考えが異なるなどでしょうか。おそらくケアマネジャーは要介護者のことを一生懸命考えて、なお且つ制度的なことも踏まえてプランを提案しているにも関わらず、家族の理解が得られてないということの裏返しなのかどうか。差し支えない範囲、分かる範囲で教えていただければと思います。要するに本来業務でないものが、ケアマネジャーの業務を圧迫してしまっているのではないかと読み取れるかと思えます。ケアマネジャーの業務負担軽減策は何かあるのでしょうか。人材が不足しているから確保すれば良いという話だけではないような気がしますので。また、次のページにあるように、事務所側からも事務負担軽減に向けてシステム化を要望されています。それに対して、行政から何か対策があるのでしょうか。問題点として掲げているにも関わらず何もできていないように思えます。

あと2点ほど、44ページにある「リハビリテーション職が地域に介入し、」とは具体的にどうしようと考えているのでしょうか。例えば、理学療法士や作業療法士といった方々を活用されるのか。活用するにしても、そういう方々は特に整形外科にいますので、どういう形で地域に介入させようとしているのか、実際に来ていただけるのかイメージが湧かないため、教えていただきたいです。もう1点、51ページに「保険者機能の強化」という部分があるのですが、この取組は具体的に何を指しているのか。分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○会長 1点目のケアマネジャーのことについては、基本目標の5（10）⑤介護人材の育成、定着支援に関わってくることとっております。38ページの事務負担軽減についての具体的な取組についてもお願いします。2点目のリハビリテーション職の活用ということで、例えば介護予防の事業の際のアドバイスなどが挙げられますが、そのほかの現状をお聞きした上で新たなことについて議論したいと思っています。また、3点目の保険者機能の強化について事務局からお願いします。

○事務局 37ページの「ケアマネジャー業務以外の相談や頼まれごとが多い」ということについてですが、どうしても「業務外なのでできません。」と言にくい状況の中で何か

できないかということで、昨年度、市で配布している介護保険・高齢者福祉サービスガイドブック「ふくしのしおり」の中にケアマネジャーができることとできないことを明記させていただいております。その上で、できない部分を誰が担っていくのか、具体的にどのように業務管理をしていくのかというところに関しては、現場のケアマネジャーと話をしながら進めていきたいと考えております。

続いて、38ページの「業務負担軽減に向けてシステム化してほしい」ということですが、今年度のみとなりますが、新規事業として始めたケアプランデータ連携システムの導入の伴奏支援を実施しているところです。直近でその導入に向けての研修会がありましたが、50弱の事業所に参加していただき、ケアマネジャーが立てたプランを様々な事業者が見ることができるようになり、今までFAXや電話でやりとりしていたものをシステム上で情報連携できるようになるため、より多くの事業者を導入していただくことで、ケアマネジャーの負担が少しでも軽減できるものと考えております。

○事務局 続いて、リハビリテーション職の活用についてご説明します。市内に限らず、実際に活躍されている理学療法士や作業療法士にお願いすることがほとんどですが、その方たちに、地域包括支援センターで実施する介護予防事業の場に来ていただき講話をしていただくことが多いです。月1回様々なテーマでお話をいただき、そこに参加された高齢者の方に、自分自身の健康について改めて考えていただくような場を設けております。具体的には、今の時期であれば熱中症予防について気を付ける点や、転倒予防、腰痛予防、栄養面で食事の取り方といったお話をさせていただいております。そのほか、先ほどの話にもつながるかもしれませんが、地域包括支援センターが企画したケアマネサロンに来られたケアマネジャーとテーマを決めてグループディスカッションをする、退院支援をはじめ、現場レベルでの情報共有を行うといった場にリハビリテーション職を派遣している状況です。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 4点あります。1点目は、介護報酬の体系についてです。例えば、ヘルパーだと身体介護と生活援助で価格が違うことについて、利用者にとってはどちらも同じ価値があるというところでその差があることがおかしいと思っていたり、ケアマネジャーでは、どれだけ適切なプロセスを経たとしても、入院する、亡くなるなどで、結果としてそのサービスが使われなければ報酬にならない。1つでも介護保険サービスを入れなければ、どれだけ頑張っても様々な地域資源を入れたとしても報酬にならないといった理不尽な国の報酬体制があります。それを補填する市独自の施策ができないものかと思っています。報酬を上げる工夫を何らかの理由を見つけて行うことが人材確保の点では一番大事ではないかと思えます。

2点目は、認知症の事業についてですが、この体系を見ていると、自分がいつか認知症になるかもしれない、その時にどんな地域がいいかという視点ではなくて、認知症の人がいて、その人をどうケアするかという支える側の視点と、自分が認知症にならない、という予防に力が入っている視点がまだまだ強いような気がします。新しい認知症観は、ここ

にいるみんながいつか認知症になるかもしれない。その時に住みやすい地域をどのように作っていくのかという視点が必要だと思いますので、認知症がある人となない人で区別するような形にならないような施策としていただきたいと思います。

あとは意見ですが、老化というものは不可逆的なもので、リハビリという考え方はとても大切だと思いますし、それを頑張っている方もたくさんいらっしゃると思うのですが、具体的な数値目標を迫りかけるあまり、本来の自分らしい暮らしを取り戻すためのリハビリの手段と目標が入れ替わることが起こりがちなので、その点に気をつけていただきたいと思います。

また、地域包括支援センターの機能強化と地域づくりの推進について、地域包括支援センターは今でもすごく大変だと思いますので、機能を強化する場合は、それに対応できる体制をとっていただきたいと思います。

○事務局 1点目の、人材確保の関係で、市町村独自の加算といったようなものが考えられないかということでございますが、本市としましては、介護職に関わる報酬については、基本的には国がやるべきものという認識でおりまして、まずは、処遇改善の中で、国の責任において対応すべきものと認識しているところでございます。しかしながら、他の自治体においては、ケアマネジャーを対象としたものではないのですが、訪問介護で地域によっては移動の関係で市独自の加算といったものを取り入れている市があることも把握しておりますので、そういった実態と効果を検証しながら、場合によっては考えていく必要があると思っておりますが、基礎自治体がそこに取り組んでいくことは、場合によっては、保険料と国それぞれの負担から給付をしていく介護保険制度の根幹の部分に関わる部分も出てきますので、そこは適切に判断をしていく必要があると思っておりますので、今後の状況を見ながら必要な対応をとってまいりたいと考えております。

○事務局 2点目の認知症をどうケアするかというところで、支える側の視点が強いという部分ですが、昨年度、認知症施策推進計画策定部会の方で、ご本人の方ですとか、ご家族からご意見をいただいておりますので、そちらも踏まえて検討をしてまいります。

○会長 ありがとうございます。介護保険料の制度自体が自己負担も保険料も関わってくる部分なので、今後、国の方でも議論していただきたいと思います。ただ、介護必要度によって要介護度が決まっているように、仕事の負担度に応じて、報酬体系が決まる仕組みがあれば納得いくものになるかもしれません。ほかにございますでしょうか。

○委員 ケアマネジャーに対しての話がかなり出ているので、少し補足をさせていただければと思うのですが、この37ページの「要介護者と家族の考え方が異なる」に関しては、ケアマネジャーはまずご本人がどんな生活がしたいのかという意向を伺い、それに対してアセスメントを行い、専門職の意見を交えてケアプランを作り、サービスを組み立てていきます。その内容に対して、ご家族の意向が同じ方向を向いていることはほぼなくて、その方向が異なると、ご家族の意向を無視して本人の意向だけのプランを作るわけにはいかず、ご家族との気持ちの擦合せにかなりの時間を要することから、結果として「ケアプ

ランを作成する際、困っていること」の次点になっているのだと思います。その下の図表54の負担と感じていることに挙げられているもののほとんどがシャドーワークと言われている、本来ケアマネジャーが行う仕事ではないと言われているけれども、誰が担うのかを考えた際にケアマネジャーが行わざるを得ない現状があり、業務外のところで動いているのが現実としてあります。ここに挙げられていることはほぼそのまま地域課題なのだと思います。地域に十分な社会資源があれば、ケアマネジャーが動かなくてもよいのですが、地域資源がない中で、「私の仕事ではないです。」と断ることができない人たちが、市内で長く続けているケアマネジャーではないかと思っています。このアンケートを基に第10期計画を考えていただいているとは思いますが、施策⑩の事業45の「バックベットの整備」についても、実際に利用できる方がどれぐらいいるのかという点で、とても良い事業だとは思っているので、より具体的に、どうしたらもっと使い勝手がいいものになるのかを今後検討する必要があると思います。

○委員 3点ありまして、第10期の施策のアイディアになればと思うのですが、65ページの施策⑤高齢者の社会参加の促進、施策⑥高齢者の生きがいづくりへの支援に関して、それぞれの施策が、例えば施策⑪介護者支援の充実や施策⑰住民主体でひとり暮らしを支える、地域支え合い活動の推進などとの施策につなげることができたら良いと思います。

次に、施策⑫保険者機能の強化に関して、ヘルパー、ケアマネジャー、地域包括支援センターも人材不足という話がある中で、例えば施策⑫保険者機能の強化に事業87「介護保険サービス相談体制の充実」と書いてありますが、保険者側の業務を担う人も足りないのではとも思っておりまして、上手く業務を行うためには人を増やすしかないのではと考えておりますので、その点も検討していけるのであればという意見です。

最後に、質問ですが、52ページの施策⑬介護サービス基盤の整備に関して、現状の課題には、ケアマネジャーが量的に不足していると感じるサービスは、「訪問介護」、「夜間対応型訪問介護」、「通所リハビリテーション」の順となっているとありますが、「取組状況」や「施策の方向性」が課題の内容と合っていますでしょうか。

○会長 事務局から回答お願いいたします。

○事務局 ご質問の内容については、現時点においては第9期の内容から変えていない状況ですが、ご指摘のとおり、内容についてももう少し整理をする必要があると思っております。現状では、例えば、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症グループホームが施設としては充足していないところがあるため、誘致・募集をしています。そのほかのサービスにつきましても、もう一度精査をし、第10期計画の中で、どのような方向性で対応を図っていくのか検討してまいりたいと思っておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

○会長 そのほかにございますでしょうか。

○委員 前回も質問させていただいたのですが、外国人人材の確保に関して、府中市はま

だそういう施策を入れてないということだったかと思いますが、国の方では前から叫ばれているにも関わらず、なかなか人材が増えてないように思います。問題点や今後の方針を教えていただければと思います。

○事務局 外国人人材の関係でございますが、まず、東京都においては、外国人の方を雇用する事業所に対しての補助がございます。主に市内の状況を確認しますと、在宅サービス系より特別養護老人ホームなどの施設サービス系の事業所においては進んでいるという実態があります。一方で、外国人の方を雇用するに当たっても、紹介料が相当高いといった課題があるところも把握しています。冒頭で申し上げましたとおり、現在、介護サービス事業者連絡協議会の方と意見交換をしている中で、外国人人材の雇用も話題に上がっておりますが、例えば訪問介護などの在宅系になりますと、利用者と1対1になるということもあり、ご本人やご家族からの抵抗があるということを伺っており、雇用につながっていないといった話もあります。今後、サービス事業者連絡協議会と情報共有・交換をしていく中で、外国人の方の雇用を進めていくとなった場合に、市としてどのような支援が必要なのかについて、丁寧に聞きながら、可能な範囲で対応してまいりたいと考えていますが、現時点で明確な方針を持っているわけではございません。現時点ではこの計画の中に具体的な内容では明記しておりませんが、現場レベルでは、いろいろな情報を聞きながら動いているというのが実情でございます。

○会長 ありがとうございます。今回、事業について加えて欲しい要素やアイディアについてということですので、私から一点お願いします。ケアマネジャーの人材が足りないということですが、そもそも資格を取る人自体がすごく減っているということがあります。例えば、介護福祉士や社会福祉士の養成校に、ケアマネジャーが魅力的であることを広報していただいて、自分が社会福祉士になった後で介護の仕事で腰痛になってしまった際に、次のセカンドキャリアとして別の仕事に行くのではなく、この経験を生かしてケアマネジャーになろうと思えるようにアナウンスしておくのも1つの手段としてあるのではないかと少し思いました。

そのほかにはありませんか。それでは無いようですので、議事3は以上とします。次に、議事4の「府中市地域包括支援センターの運営状況（令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料3-1「府中市地域包括支援センターの運営状況について」をご覧ください。本件は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である「センターの運営に関する事」のうち、センターの事業に関する前年度の報告及び当該年度の事業計画の確認により、各事業の進捗評価、また、適切、公正かつ中立なセンター運営の確保という視点からご意見をいただきたいというものでございます。

1 ページ目には、地域包括支援センターが担う主な業務及び圏域ごとの高齢者人口及び高齢化率をお示ししております。2 ページをお開きください。「5 自己評価比較表」をご覧ください。こちらの資料は、11か所の地域包括支援センターごとの昨年度及び今年度の自己評価を対象業務ごとに凡例にあります◎や○などで比較した表でございます。表の

見出しの①～⑧については、右の3ページでお示ししている運営方針における業務の区分に対応した順番で整理をしております。このうち④の地域ケア会議については、令和6年度の○×評価の対象としていなかったことから斜線で表示しております。前年度との変化の大きかった事業について、次の「6 各地域包括支援センターの自己評価の傾向」でご説明いたします。

まず、評価が上がったものでございますが、1つ目が、①総合相談支援業務でございます。こちらは、介護予防事業、生活支援コーディネーターの地域活動等を通じた関係構築や多機関との連携により、多様化・複雑化する相談に対する対応力が向上したと捉えていることによるものです。

続いて2つ目が、⑧介護予防事業でございます。こちらは、地域交流ひろばにおける参加者の主体性を引き出す運営や自主グループ・シニアクラブからの講師依頼から相談につながるなど、介護予防事業の活性化が図られたと捉えていることによるものです。

次に、評価が下がったものでございますが、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務です。こちらは、ケアマネサロン等を通して地域のケアマネジャーとの連携づくりを図っているが、ほかの業務との兼ね合いにより十分な時間の確保が難しく、支援の充実につながっていないと捉えていることによるものです。

続いて、3ページをご覧ください。こちらは令和8年度の運営方針と各センターから提出された事業計画の内容をまとめた資料でございます。本日は、各地域包括支援センターのセンター長にご出席いただいておりますので、後ほど、こちらの資料から、センターの業務の状況や事業計画の内容についてご説明いただきます。

続いて、4ページ目をお開きください。こちらは、資料3-2「各地域包括支援センターの令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画」でございます。このページから25ページにかけて、泉苑から順番に各センターから提出された事業報告及び事業計画を掲載しております。各センターの状況や把握している課題はそれぞれでございますが、こちらの資料から詳細が確認できるかと思います。

続いて、26ページをお開きください。このページから29ページにわたり、補足1として「令和7年度府中市地域包括支援センター業務実績資料」を掲載しています。この資料は、各センターの業務について、数値で集計できるものについて、代表的なものを業務ごとにまとめた資料でございます。

続いて、30ページをお開きください。このページから最終ページまでにわたり、補足2として「令和7年度府中市高齢者支援課地域包括支援センター関係業務実績資料」を掲載しています。この資料は、高齢者支援課が直接又は社会福祉協議会等に委託して実施している取組の活動状況や数値をまとめた資料になります。補足1と併せて参考としてご覧ください。

それでは、3ページにお戻りいただき、今年度の事業計画について、センターの業務の状況を交えてセンター長からご説明いただきます。

なお、説明に当たり、地域包括支援センターの業務は多岐にわたっていることから、全ての業務についての説明は省略し、事前にセンター長と協議の上、委員の皆さまに直接ご説明させていただきたい4つの事業を選抜しましたので、それらの事業について代表のセンター長からご説明をいただきたいと思います。

説明を行う事業と説明を担当いただくセンター長については、資料の太枠で囲んでおります「権利擁護事業」について、これまきのセンター長に、その下「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」について、あさひ苑のセンター長に、少し空けて「認知症対策事業」について、かたまちのセンター長に、最後、一つ空けて「生活支援体制整備事業（地域課題への対応）」について、安立園のセンター長にお願いしたいと存じます。

それでは、はじめに、「権利擁護事業」について、よろしくお願いいたします。

○地域包括支援センターこれまき それでは、権利擁護についての報告と今後の取組ということでお話をさせていただきたいと思います。方針につきましては、お手元の資料をご覧になっていただければと思います。私からは大きく4つお話をさせていただきたいと思います。

最初に、最近ですと高齢者の特殊詐欺被害が増えている状況があります。昨年、令和7年に府中警察から出された資料で確認しますと、総数57件、金額として約5億3,600万円ということで過去最多と聞いております。ただ、今年は4月末の段階で26件、3億2,000万と増えています。最近ですとトクリュウが住宅に忍び込んで強盗するという事柄も増えています。警察としては、そのような情報も入ってきますので、地域の皆さまへの意識付け・啓発というところは、地域包括支援センターや自治会・民生委員を通じて密にしていきたいと考えております。実際にこのような事件が起きても、自分が被害にあったという話はなかなかされません。事が大きくなって、警察に相談して初めて明るみになる場合があるので、小さいうちにSOSが発信できる環境を市民の皆さまと作りながら、あるいは、高齢者一人ひとりの生活に関心を持って見守っていく体制を作る必要があると思っていますので、地域包括支援センターとしてその点をしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

2点目は、高齢者虐待についてです。高齢者虐待については、31ページに件数が出ていますが、令和7年度が185件、令和6年度が131件ということで50件以上増えています。これは件数が増えたから状況がひどくなっているというよりは、高齢者虐待の啓発を地域の皆さまやケアマネジャーに発信していることから数が増えている、皆さまの意識が強くなったことで数が増えているとご理解いただいても良いと思っています。多くはケアマネジャーからの通報が多いです。このような場合でも、地域包括支援センターとケアマネジャーとで養護者と対話できる機会を作り、その回数を増やしてお話を聞くと、ご自身の生活であるとか、いろいろな課題を抱えている方が多いということが分かりました。そのような課題を一つひとつ紐解いて解決していく、あるいは相談に対応する機関を紹介し、養護者が自分自身の生活をきちんと整えられるよう支援をしていきながら連携をとって、ご本人の権利、あるいは命を守るということで対処してまいりました。昨年、複雑化・複合化した課題を解決するためにということで、市の重層的支援体制整備事業として福祉総合相談窓口ができました。制度に沿って対処しているので、縦割りというところはなかなか解消できないところではあるのですが、地域包括支援センターも関わって、横のつながりを発展させながら難しい課題を解決していけるよう取り組んでいきたいと思っています。

3点目は、身寄りのない高齢者についてです。これも難しい問題ですが、つい最近、救

急外来に行く対応があり、救急隊の状況を見ていたところ、救急車が搬送する高齢者はほとんどお一人でした。家族が一緒に付き添うケースは、私が見た限りではい wasn't でした。そのような方々が入ってくるという状況を見ると、やはり身寄りのない方の課題は非常に深刻化していると感じます。また、その場で治療を受ける際に、先生から緊急時のことや手術が必要であるという説明をご本人が直接受けた時に、一人では考えられない、それをどう受け止めていいのか分からないという状況を見ると、難しい課題であると感じます。それを含めて全てが解決できるというわけではないですが、自分でこれからの生き方をどうしていきたいか、どのように過ごしたいと考えているかを、何かの場面で確認していく必要があると思います。今は、本人の意思決定について、ACP というものが出てきていますが、それもその場面に直面して初めて考える方がほとんどだと思います。予め用意している方はお見かけしたことがありません。これからの生き方をどのように考えていくかという働きかけや話し合いができる場、ご本人だけではなく家族もそれを共有していくことが重要です。先ほどケアマネジャーの話題で、家族と本人の意向が合わないというものがあったと思います。それは各自がそれぞれで考えているけれども、内容を共有できていない、話し合いができていないという場面が多いと思いますので、その機会を作っていかなければいけないと思っています。定期訪問や民生委員、自治会の皆さんと連携しながら、地域の見守りネットワークの構築、あるいは強化を図り、一人でも多くの高齢者の生活を考えて、リスクを把握できるような体制を整えていきたいと思っています。

4 点目は、成年後見制度です。一昨日に衆議院を通ったと聞いています。民法改正をしているということで、制度そのものが大きく変わる可能性もあると思います。新しい情報、あるいはどのように変わっていくかを、市の皆さんと情報共有しながら研修会を行い、新しい制度にも対処できる体制づくりを続けていきたいと思っています。

○事務局 続きまして、「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」について、よろしくお願いたします。

○地域包括支援センターあさひ苑 私からは、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業についてご説明をさせていただきます。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業とは、地域包括支援センターの重要な業務の一つであると私は考えております。ご自宅での生活において受ける支援や介護を必要とする利用者様のケアプランを作成するケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように必要なサポート体制をとらせていただき、メインである利用者様に対するケアマネジメントの質を高めることを目的として、地域における関係機関との協力体制を構築するものと考えております。今年度の運営方針及び事業計画については、資料の 3 ページにあると思いますので、そちらを基にお話をさせていただければと思います。この事業の目的としては、大きく 3 つあると思っています。

1 つ目に関しましては、高齢者の方一人ひとりが適切なケアが継続的に受けられるようにすることです。具体的には、ケアマネジャーが日常的に支援をしていくということです。通常業務や支援をしているときに、困難事例に対応することになった場合には、相談やアドバイス、ケースを検討する会議を開催することが包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の 1 つです。また、認知症の方やご家族の関係での問題など、複雑な課題を抱えてい

るケースでは、私ども地域包括支援センターの職員がケアマネジャーと同行訪問して、その方の支援のサービス担当者会議や関係者会議などに同席させていただいて、多職種で利用者様やケアマネジャーを細かく支援させていただければと思います。

2つ目に、ケアマネジャーが適切に業務を行えるような支援です。具体的には、各地域包括支援センターにおいてケアマネサロンという交流の場を定期的を開催しております。先ほど、市からの説明でもありましたが、地域包括支援センター各自で行っているところがあるため回数等に関しましては差があるのですが、どのケアマネジャーも気軽に参加していただけるケアマネサロンというものを開催しており、現場の困りごとのほか、参加されるケアマネジャーが共有していきたい事案、共感していただきたい事案についてお話しする場や、研修の場を設けさせていただいております。その機会をうまく活用し、ケアマネジャーの業務に必要なサポートや研修により、実務に役立てていただく取組を行ってまいります。

3つ目に、地域課題の把握と改善に向けた取組を考えております。府中市内にお住まいの高齢者の生活において、居住地によって生活の利便性に大きな違いがあるということは、皆さまもご存知かと思いますが、この課題に対しては、介護保険制度だけで補うことができないものであると思います。そのような部分を地域に根ざしている自治会、民生委員や社会福祉協議会などの公的な機関とも連携して、地域の困りごとを把握して改善に向けて取り組むということもこの事業の1つかと思います。

そのほかの課題としては、先ほどいろいろと議論されていたケアマネジャー不足というところは、府中市の大きな課題になっているというところで、私も市とお話をさせていただいております。一方で支援を必要としている方が増えてきている状況もあり、ケアマネジャー不足という課題を根底から改善していくためにも、今年度の重点的な取組として、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の垣根を越えて、主任ケアマネジャーの連絡会の実施に向けて調整していきたいという思いがあります。もちろん、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターのケアマネジャーでは、業務内容に違いがあり、動きを同じにするのは難しく、市内でもいろいろ課題がありますが、その解消に向けて協力し、市内の利用者に向けた支援に目を向けて、共に動いていけるように取り組んでいきたいと思っております。その実現に向けて、市には、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携が円滑に進むようサポートをしていただきたいと思います。また、高齢や介護の分野だけではなく、地域福祉や生活福祉の部分で、各部署にも連携が取れるように調整していただきたいと思います。ケアマネジャーが市の福祉事業の一部を担っていると、皆さまの方からもお話もあり実感しております。そのような意識で業務に臨めるような連携体制ができるよう市と協力してまいりたいと思います。これからもケアマネジャーが孤立しないよう、安心して業務に取り組めるような支援体制を構築していければと思います。

○事務局 続きまして、「認知症対策事業」について、よろしくお願いいたします。

○地域包括支援センターかたまち 続いて、認知症対策事業について説明させていただきます。

はじめに、全国的な認知症の現状についてお伝えをさせていただきます。認知症とその前段階のMC I と呼ばれる軽度認知障害を合わせた割合ですが、高齢者人口の約28%と言われており、最新の府中市の高齢者人口の数値に当てはめると、約16,700人が該当する計算となります。今後もこの割合と人数は増えていくことが予想されております。このような現状を踏まえて、地域包括支援センターでは、運営方針にあるとおり、認知症の方と家族への支援と認知症に対する正しい理解の普及という2つの柱で事業を進めてまいりたいと思っております。

1つ目の認知症の方と家族への支援については、各センターではオレンジサロンという各会場をオンラインでつなぎ、認知症や認知症に関連する内容についての講座と懇談会をセットにした会を毎月開催しております。また、介護をする家族向けの懇談会も開催し、介護の負担を1人で抱え込まないように支援をしております。オレンジサロンや懇談会では、普段話せないような悩みや心情が吐露できるような機会となっており、サービスにつながっていなかった方がサービスの利用を検討するなど、家族にとって重要な機会となっております。今年度は、認知症の方が地域で自分らしく活動が続けられるような取組を行いたいと考えております。府中市では、認知症サポーターのうち、より認知症支援に興味のある方にささえ隊ネットのメンバーとしてご登録いただき、関連講座やボランティア活動にご協力をいただいております。昨年度まで私が所属をしていた地域包括支援センターみなみ町では、ささえ隊ネットの登録者の連絡会を開催し、認知症の方の傾聴や外出ボランティアのコーディネートを行ってまいりました。このように市内に約1,700人いるささえ隊ネットの登録者の活用や認知症カフェ、チームオレンジという本人・家族・地域住民と一緒に活動する枠組みの立ち上げなど、各包括で取組を進めてまいりたいと思います。

2つ目の認知症に対する正しい理解の普及についてですが、認知症を正しく理解し、地域で見守る人を増やすため、認知症サポーター養成講座について、小中学校での開催に力を入れるとともに、自治会や地域企業でも講座を開催し、地域全体で支える意識づくりを進めてまいります。講座開催以外でも、昨年度発行された認知症安心ガイドと若年性認知症ガイドを通じて、当事者の声や認知症に関する様々な情報を発信することと、広報誌等を通じて認知症に関する情報を発信するとともに、相談先として地域包括支援センターを知っていただく取組も継続して行ってまいります。今年度の主な取組である認知症の方が地域で自分らしく活動が続けられるような取組と学校や様々な団体・事業所に対する講座の開催、情報発信などを行いながら、今後、市と連携して取り組みたい点として、認知症の方の支え手として若い世代の参加というのが今まであまりなかったため、若い世代の参加や若い力の活用につながるような情報発信や啓発活動が考えられます。日常生活の中で認知症の正しい知識に触れる機会であるとか、スポーツや文化に関するイベントにおいても効果的な情報発信ができないかについて、市と協力していけると良いと考えております。

引き続き、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりに向けて、取り組んでまいりたいと思います。

○事務局 最後に、「生活支援体制整備事業（地域課題への対応）」について、よろしくお願ひいたします。

○地域包括支援センター安立園 私からは、生活支援体制整備事業と地域課題への対応についてお話をさせていただきたいと思います。

1つ目に、生活支援コーディネーターについてです。令和6年度から包括支援センターにも生活支援コーディネーターが配置されました。通称S Cと呼んでいます。資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチングが活動の三本柱であり、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながるという考えに基づいて配置されています。具体的な活動としましては、社会福祉協議会が推進しているわがまち支え合い協議会に毎月参加させていただくようになりました。地域のために、地域で活躍されている方々の特技や実際の活動など、どのようなつながりで活動されているのかを知ることができたことは、ニーズと取組のマッチングに向けた非常に大きな収穫となっております。そのほかにも、社会資源の把握として、実際に文化センターや生涯学習センターで行われている活動、カフェ・サロン、シニア食堂などに実際に足を運んで日々情報を集めております。そのほかには、社会福祉協議会のS Cと一緒に情報交換会や地域課題検討会議を開催しております。S Cは地域に出るのが仕事のため、これまではお互いすれ違いで、なかなか連絡が取りにくく、心理的な距離が多少ありましたが、顔を合わせることで、一緒に取り組むという意識が強くなったように思います。今年の3月には、プラッツで社会福祉協議会、いきいきプラザ、地域包括支援センターS C合同で、やりがい生きがい発見イベントを開催しております。シルバー人材センター、わがまち支え合い協議会、シニアクラブの方々にもブースを出していただき、シニア・プレシニアに向けた、就労を含めた地域活動への参加を促すイベントでした。36名にご来場いただきまして、アンケートで、「転職活動の一助として参加した。60歳以降の活動を考える上でとても参考になった。」、「定年後を考えるのにこういう機会や情報はありがたい。」など感想をいただいています。先ほど、委員の方からお話があった、社会参加や人材確保のところで、実を結ぶような結果につながれると良いと思っております。

2つ目に、地域課題についてです。中央文化センターエリアで、オートロックマンションの対応が、非常に困難な課題となっています。先ほど、第10期計画の課題と現状の中にもありましたが、府中市の人口、高齢者人口は、これからも増え続けるという予測です。この1年間で見ると、増えた高齢者人口の約3割が中央文化センターエリアで、町名を挙げると、府中町、宮町、八幡町で増えていることから、やはり府中駅近辺の生活の利便性の高いところを求められて移り住まれているように読み取っております。現在、府中駅から府中街道につながる国際通りにおいて複数のマンションが建築中ですのでまだまだ増えていく予想ですが、当然、これから建つマンションは全てオートロックです。もちろん、オートロックは、住民以外の方が不用意に入ってこないという防犯面としては安全につながっていますが、支援する側、訪問する側としては、時に非常に大きなバリアになることがあります。ご本人や居住者の許可・了解、そして鍵を開けていただければ建物の中に入ることができないため、「心配です。」という情報でこちらがお伺いしても、「大丈夫です。」と言ってインターホン越しで断られてしまうと、もうお顔を見ることすらできません。オートロックでないお宅であれば、ご本人には会えずとも、家の周りの様子で、洗濯物が干してあるか、ポストの中が取り込まれているかといった生活の様子を伺える情報を、少しでも集めたりできますが、オートロックの場合はそれもありません。だいたいそう

いうマンションの場合は、ポストにも表札はなく、住民同士であっても誰が住んでいるかわからないというような声もよく聞かれています。認知症である又は歩くのが大変で、ご自身でインターホンまで行って鍵を開けられないときには誰にも手伝ってもらえないリスクがあることやプライバシーと孤立は表裏一体であることに気付いていच्छやらないです。管理人は介入が必要な場合であっても、プライバシーに関わるような対応はしていただけないのが現実です。ご本人がオートロックを解除してくださらない限り訪問できないのが現実で、民生委員も同じように苦労されています。先日の生活支援コーディネーター連絡会での情報では、千代田区では見守り専任の職員が配置されており、マンションの連絡会にお顔出しをすることで、独居高齢者のことが気になっていたマンション管理側とつながることができて、地域包括支援センターが行ったらオートロックを開けてくれるというようなマンションもあったという事例もありました。府中市でも、オートロックが時にバリアになるという事例を発信して、住民の理解や気付きを促していくほか、マンションを売る時点で、そのような気付きを伝えることも大事だと思いますので、不動産会社にも働きかけが必要だと思います。大手が先駆的に取り組んでくだされば、広がりも早いかなと思いますので、そこは市として企業に働きかけをお願いしたいと思っております。先例があることの効果は大きいと思いますので、地域包括支援センターとしてもそのような有用な情報を把握することができるよう、アンテナを張り市にも発信をしていきたいと思っています。オートロックの解除だけでなく、日頃から地域包括支援センターを知っていただく取組にもつながればと思っています。

最後ですが、ちゅうバスのルート変更です。平成15年に運行が始まったコミュニティバスで、5路線7ルート、市内どのエリアからも府中駅まで一本で行くことができるようになって買い物の施設や、公共施設のアクセスが確保されて路線バスがない地域など多くの市民の足となってきましたが、この4月からバス運転者の不足と府中駅以外の最寄り駅へのアクセスをよくするルートの長大化による市中心部への遠回りの解消の課題に対して、運行路線の見直しと一部地域ではバスではなく定員が9名から10名のワゴン車両に代わる実証運行が開始されています。西部の北側の泉苑のエリアですが、北山町循環というルートがなくなり、2つのワゴン路線に再編をされました。ちゅうバスを使って介護予防事業に来てくださっていた方が、変更によって一部歩かなければいけなくなった。今は何とか通うことができていますが、これから暑い時期になりますので、熱中症が心配で参加が難しくなるかもしれないというお話も聞かれています。また、障害のあるお子さんが一人でちゅうバスに乗って、府中駅まで行き、日中そこで過ごして帰るという日課であったようですが、ルートが変更となり、新しい乗り方を覚えられず、行く場所がなくなり、地域の通りを行ったり来たりしているというようなお姿が皆さまの目に触れるようになって、ご高齢のご両親もいるということで地域包括支援センターにつながったということがあったそうです。よつや苑エリアでも、ワゴン車となり乗り切れず受診できなかった。生活保護の方は、お金の事情でその日の受診を諦めたということもあったそうです。高齢になると、道路が渡りきれなくなって、病院やスーパーを変えざるを得なくなることもあります。交通手段の確保というのは、高齢者にとって非常に大きな要素であり、ちゅうバスの変更の影響もかなりあるようです。1年間の実証運行ということですので、再編のメリット・デメリットをしっかりと地域から拾って、市への提言につなげていきたいと思っております。

す。

○事務局 各センター長におかれましてはご説明いただきありがとうございました。毎年、地域包括支援センターの運営に関する議題については、年度の第1回目で取り扱っているところですが、議題の説明の仕方については、各センター長とも話し合い、委員の皆さまに、地域包括支援センター業務の現状や課題を知っていただき、より業務の理解を深めていただけるよう、今回から改めさせていただいております。本日は、説明を担当されたセンター長のほか、全てのセンター長がご出席されておりますので、この機会に業務に関するご質問や説明に対するご意見・ご感想をいただき、今後の地域包括支援センターの運営につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○会長 この案件につきましては、令和7年度の事業報告のほか、前回の計画協議会において委員の皆さまに承認いただいた「運営方針」に基づき、令和8年度の事業計画について代表のセンター長からご説明いただきました。多岐にわたる業務をご担当いただいていることが資料からも分かるかと思います。

本日は、各センター長にお越しいただいておりますので、ただいま説明のあった4つの事業やそれ以外の事業についても、日々の業務の状況であるとか、地域の方との関わりであるとか、せつかくの機会でございますのでご質問やご意見を頂戴できればと思います。説明を聞いての感想でも構いません。それでは、委員の皆さんからご質問・ご意見はありますでしょうか。

○委員 担当圏域が変更となり大変ご苦労されていると思うのですが、地域包括支援センターの場所が外から見てわからないという方がいらっしゃいます。それに対し、市では、地域包括支援センターで共通の看板を出すとか、キャラクターですとか、一目で地域包括支援センターだと分かる目印など何か考えがあるのでしょうか。

○事務局 地域包括支援センターの場所を示す共通の目印があれば、より認知度向上につながるというご意見かと思います。昨年度のアンケートで、地域包括支援センターの認知度や、どういった業務をやっているかというところは、3年前の調査と比べて上がっているところではございますが、さらに地域包括支援センターの認知度を高めるためにというところで、各センター長とも意見を交わしながらより良い方法を見つけたいと考えております。

○会長 名前も知っているけれど、自分の家からの行き方が分からないところもあるかと思いますのでよろしくお願いします。ほかにございますでしょうか。

○委員 地域包括支援センターの業務の具体的なところをたくさん知ることができました。その中でも、チームオレンジに関連するのでしょうか。認知症事業に係るボランティアが1,700人もいらっしゃるのとはとても多いと驚きました。資料2の38ページの事

業所の支援のところで、事業者として市に望むことの回答に「人材確保のためのボランティアポイントの設立」の数が上がっていて、チームオレンジの活動もボランティア活動がメインだと思うのですが、何かポイントのような仕組みがあるのでしょうか。

○事務局 チームオレンジについては、現在、立ち上げに向けて取り組んでいる状況でございます。ボランティアポイントの設立については、現時点ではこのような制度がございませんので、今後の検討になるかと思います。

○会長 ほかに事業に関する感想やご意見、何かございませんでしょうか。

○委員 地域包括支援センターの皆さまの業務は本当に幅広くて、限られた人数と予算の中で、いつもありがとうございます。高齢者を取り巻く環境というものが、先ほどの特殊詐欺のことなど、日々変化していく中で、先ほどのちゅうバスの件も含めて、買い物に関する課題について、どこかの地域包括支援センターで、現在このような課題がある、以前は無かったが今後こういう課題が見込まれるというものがあれば教えていただければと思います。

○事務局 買い物に関するご質問について、武蔵台エリアを担当されている泉苑のセンター長に担当地域の状況についてお話ししたいと思えます。よろしく願いいたします。

○地域包括支援センター泉苑 武蔵台エリアとして、武蔵台、北山町、西原町を担当しております。北山町にはスーパーがありません。コンビニが真ん中に1つあるのですが買い物が難しい状況です。さらに、ちゅうバスの運行エリアが変わったことで、今までは府中駅に買い物に出ることができた方たちが、府中駅に出られなくなりました。中河原駅には出られますけれども、府中駅に買い物に行っていた方からすると少し難しくなったのかなという思いはあります。さらには、ちゅうバスの以前の北山町循環というルートが、武蔵台エリア全体を通り、美好町を経由して、分倍河原駅、府中駅まで行けた路線だったため、買い物のために府中駅に出られていたのですが、今の武蔵台循環というルートが、泉苑には来ますが、北山町は通らずに武蔵台、西原町を通過して西府駅に行く路線となったことで、買い物のルートから北山町が外れてしまったという印象があります。今まで何とか買い物できた方たちが駅前に出られなくなったことで、新しい問題が出てくるのかなと思えます。今の時期では、ちゅうバスでなくても京王バスのバス停に歩いて行けた方たちが、これから暑くなってくると、その距離を歩くことが厳しくなるだろうという印象があります。北山町の方は、今は泉苑まで歩いて来てくれているのですが、それも夏場になったら厳しいという話も聞いていますので、今後、夏に向けて課題が様々出てくるのではないかとということで、各職員の聞取りを強化しております。課題が生じた際は提案させていただきたいと思えます。

○会長 そのほかにはありませんか。それでは無いようですので、議事4は以上とします。

丁寧な報告をありがとうございました。

それでは、最後に議事５の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から１点、次回の会議日程についてお知らせいたします。恐れ入りますが、資料４をご覧ください。

次回、第２回目の会議は、７月１６日（木）午前１０時に開催したいと考えております。場所は、第２庁舎３階の会議室を予定しております。

会議の内容は、１つ目に、第９期計画の進行管理として、令和７年度における事業の実施結果の報告と令和８年度の実施計画についてご説明いたします。

２つ目に、本日説明させていただきました第１０期計画の第４章以降となる、事業の詳細や評価の考え方についてお示しいたします。

改めて、開催通知によりお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ただいま、事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問はありますか。

それでは無いようですので、第１回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了します。地域包括支援センターの皆さまも長時間にわたり、お付き合いいただきありがとうございました。皆さまおつかれさまでした。